

# 国分寺市公共建築物等における木材利用推進方針

## 1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条（市町村方針）第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日付け農林水産省木材利用促進本部決定）及び東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針（令和 4 年 8 月 5 日付け 4 産労農森第 600 号）に即して、国分寺市内の公共建築物及び公共工作物（以下「公共建築物等」という。）の整備における多摩産材や姉妹都市、友好都市産の木材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）の積極的な利用の推進に関し、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この方針において使用する用語の定義は次のとおりとする。

### (1) 建築物

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

### (2) 公共建築物

国分寺市（以下「市」という。）が管理（市の委託等による管理を含む。）を行う建築物（外構を含む。）をいう。

### (3) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

### (4) 木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(5) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(6) 公共工作物

市が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

(7) 姉妹都市

新潟県佐渡市をいう。

(8) 友好都市

長野県飯山市、埼玉県鳩山町をいう。

### 3 木材利用の意義

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面的な機能を通じて国民生活及び経済の安定に重要な役割を担っている。この森林の機能を高度に発揮させるためには、伐って、植えて、育てるという森林の循環に加え、木材の利用が不可欠である。そのため、国産木材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を維持し、日本各地における森林の適切な整備や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、製造・加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。加えて、木材は断熱効果、調湿効果、吸音効果のほか、人の心を和ませる効果などの特性も有しており、建築物に利用することで快適な生活空間を創出する。

こうしたことから、公共建築物等における木材利用を促進し、多摩産材

等の利用拡大を図ることにより、森林の適切な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や都市における快適な都市空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献する。

#### 4 基本的事項

市は、「3 木材利用の意義」を踏まえ、以下により、公共建築物等における多摩産材等の利用の促進に努める。

##### (1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、施設の規模・特性を踏まえて積極的に多摩産材等を使用し、建築物の木造化、木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

- ア 建築基準法、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合
- イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- ウ その他木造化及び木質化が困難と認められる場合

##### (2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、多摩産材等及び多摩産材等を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

- ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- イ その他木製品の使用が困難と認められる場合

##### (3) 備品等

公共建築物の什器等の備品等は、多摩産材等を利用したものの調達に努めるものとする。

##### (4) 優先して使用する木材

公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、次の木材を優先的に使用する。ただし、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、優先的に使用する木材の供給の不足が見込まれる場合等は、その他の国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。

- ア 姉妹都市、友好都市内及びそれらを含む地域で生育し、生産された木材
- イ 多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材（多摩産材）

#### (5) コスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、建築コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

### 5 木材利用の目標

公共建築物等の整備に当たっては、積極的に多摩産材等を利用した方法を採用し、その使用に努めるものとする。

### 6 木材利用の啓発及び普及の促進

市は、市民・事業者に対し、多摩産材等の利用の促進の啓発及び普及の推進に努めるものとする。

## 附 則

この方針は、令和6年6月1日から施行する。